

10. 地域密着型サービスの推進について

平成18年に創設された、小規模多機能型居宅介護及び夜間対応型訪問介護については、これまでも制度の周知及びその普及定着に取り組んでいただいている。

これらのサービスは、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅での生活を営むために、それを支える重要な柱となるものとして引き続き普及を図る必要があることから、平成21年介護報酬改定や平成21年度及び平成22年度補正予算等において、多様な普及支援のための対策を講じているところである。

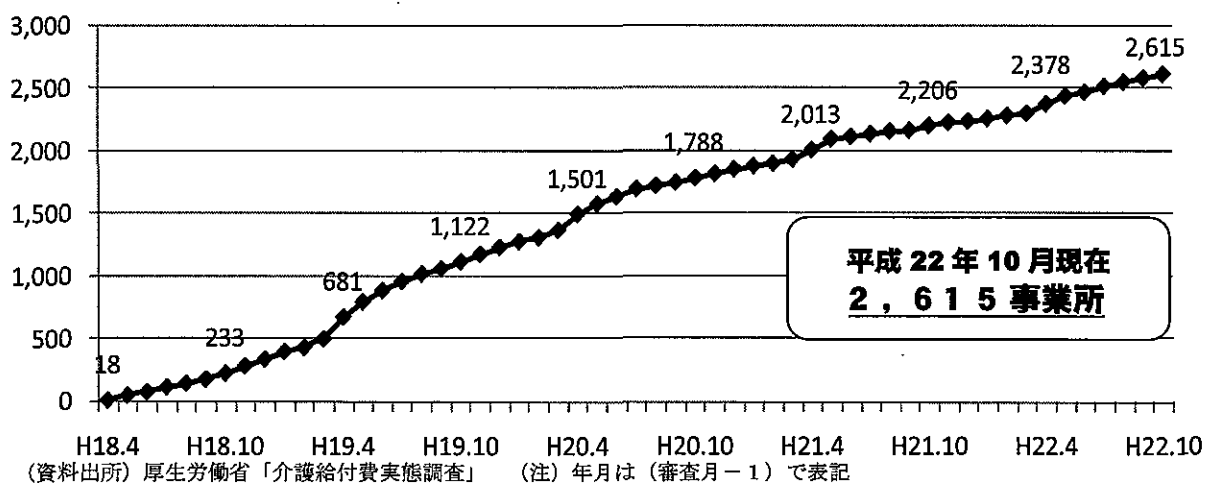
今般、サービスの現状、課題、支援対策等を次のとおり取りまとめたので、管内市町村及び事業者へ周知を図られるとともに、支援対策等の積極的な活用による、より一層の制度の周知及び適切な事業運営の推進とともに整備の促進に当たられたい。

(1) 小規模多機能型居宅介護について

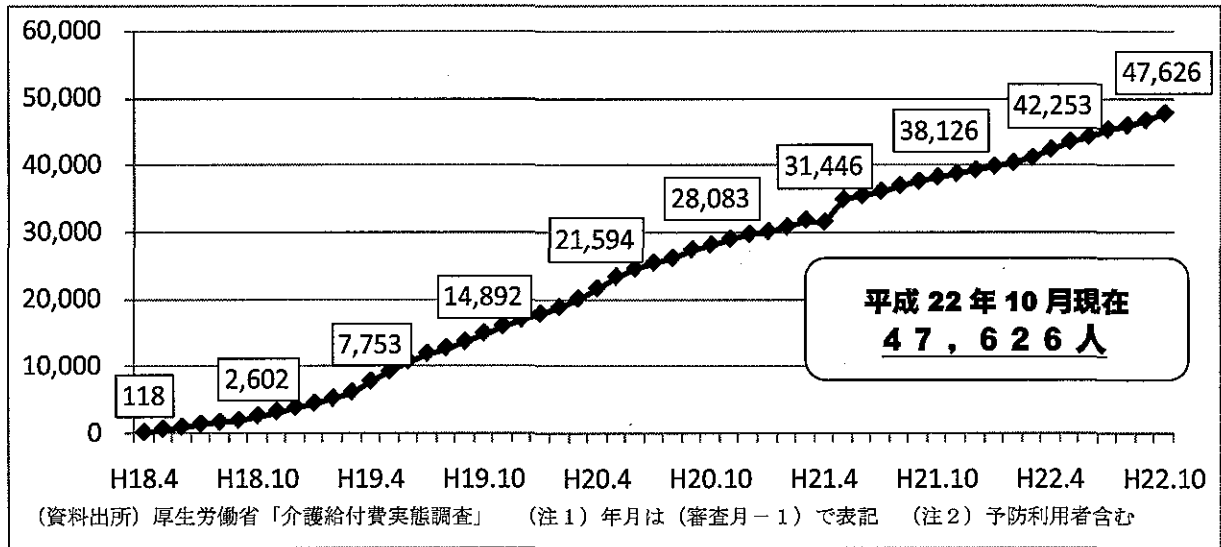
ア サービスの実施状況について

小規模多機能型居宅介護については、中重度となっても住み慣れた自宅や地域において在宅生活を継続することを支える観点から、単なる訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の組み合わせではなく、通い・訪問・泊まりのサービスを柔軟に組み合わせ提供することにより、24時間365日の在宅高齢者のニーズに対応するため平成18年に創設され、これまでも制度の周知及びその普及定着に取り組んでいただいております。平成22年10月現在、請求事業所数が2,615箇所(図1)、月ごとの利用者数も約4.7万人(図2)となる等、着実にその普及が進んでいる。

(図1) 小規模多機能型居宅介護の請求事業所数(単位:箇所)

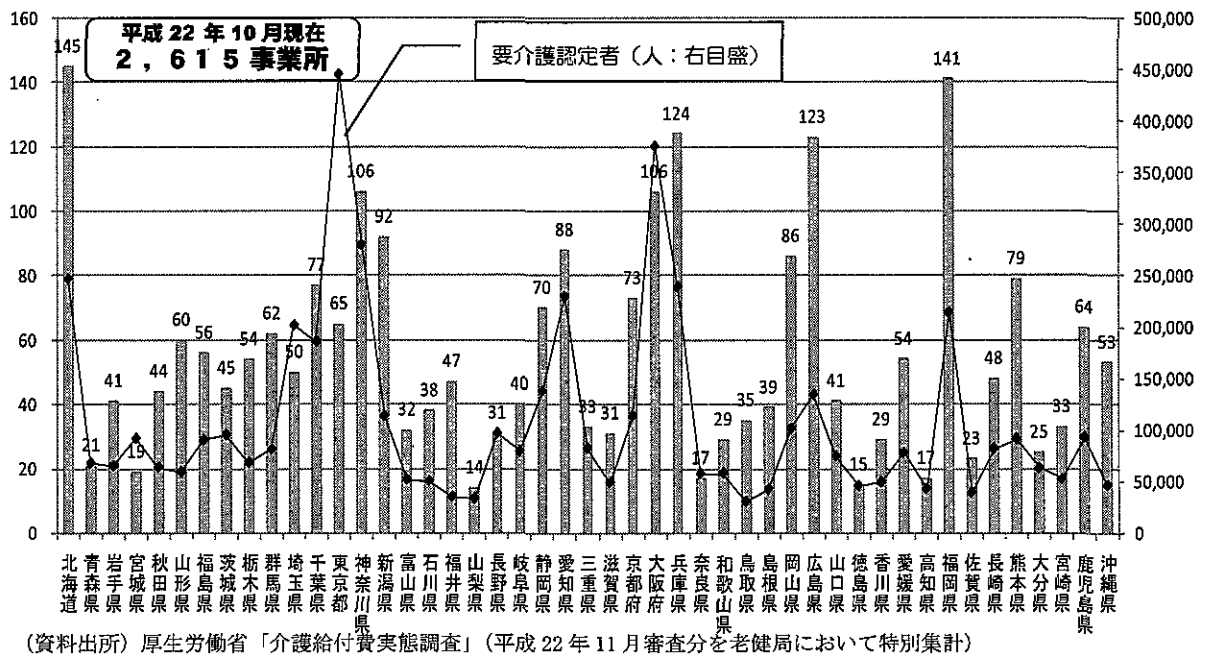


(図2) 小規模多機能型居宅介護の利用者数(単位:人)



一方で、小規模多機能型居宅介護の、自治体ごとの普及状況には地域差が見られるところである(図3)。

(図3) 小規模多機能型居宅介護の都道府県別請求事業所数(単位:箇所)



イ 平成21年介護報酬改定の影響について

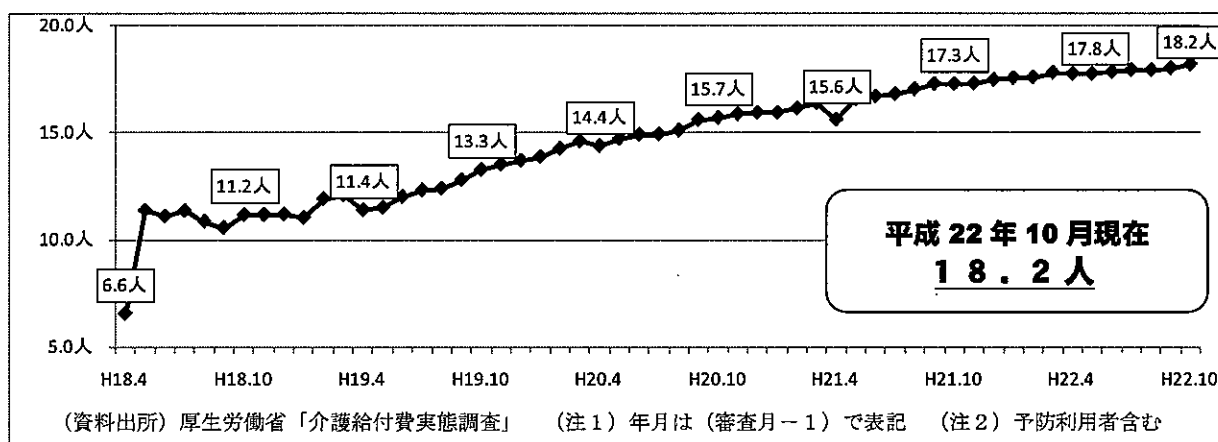
平成21年介護報酬改定においては、事業開始時支援加算、認知症加算、看護職員配置加算の創設や、人員・設備基準の見直しに加え、居宅介護支援事業所等に対し小規模多機能型居宅介護事業所連携加算を創設するなど、小規模多機能型居宅介護の推進を図る観点からの対応を行った。

平成22年10月現在、小規模多機能型居宅介護一事業所当たりの利用者数は、全事業所平均で18.2人(図4)と平成20年同月時点の15.7人から16%程度増となっており、また、一事業所当たりの収入額は、全事業所平均約342万円と、平成20年同月時点の約277万円から23%増(図5)となっている。

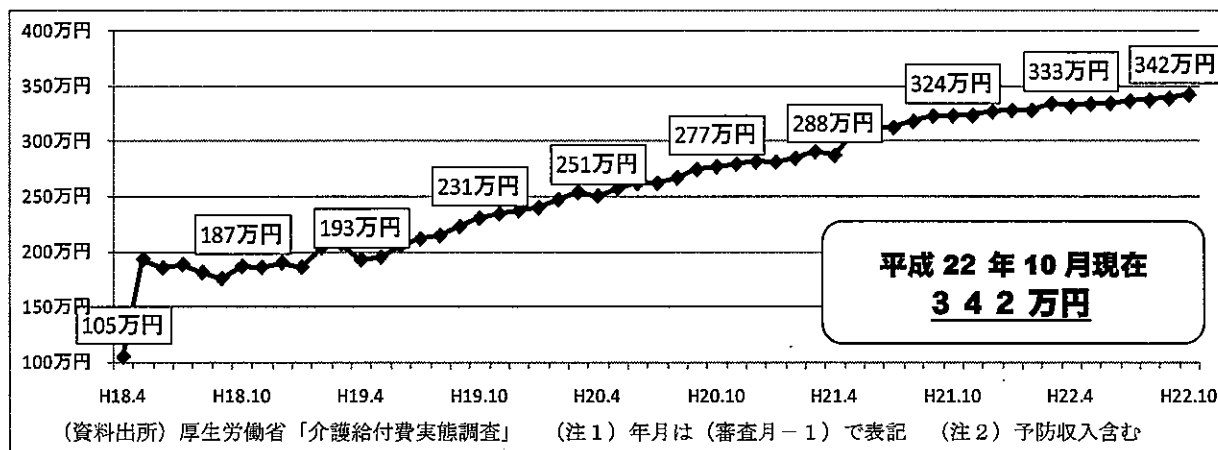
これらのデータから、小規模多機能型居宅介護の普及に取り組んでいただいたこと及び平成21年介護報酬改定の効果が相まって、小規模多機能型居宅介護の普及・促進及び経営安定化が一層図られていると考えられる。

なお、先般、公表された平成22年介護事業経営概況調査においても、収支差率はプラス4.4%(有効回答数152事業所)と前回(平成19年)同調査と比較し、一定の改善の傾向が見られた。

(図4) 小規模多機能型居宅介護の一事業所当たり利用者数(単位:人)



(図5) 小規模多機能型居宅介護の一事業所当たり収入額(単位:円)



ウ 平成21年度第一次補正予算・平成22年度補正予算について

平成21年度第一次補正予算及び平成22年度第一次補正予算において、平成23年度までの措置として、次の対策を講じている。

(ア) 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金について

小規模多機能型居宅介護の整備については、平成21年度第一次補正予算における「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」により各都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金において支援していたところであるが、平成22年度補正予算において同基金の積み増しを行い、助成単価を3,000万円として支援を行っている。

(イ) 施設開設準備経費助成特別対策事業について

開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、開設準備に必要となる職員訓練期間中の雇上げや地域に対する説明会等の開催に要する経費等について支援。(小規模多機能型居宅介護については60万円×宿泊定員数を助成。)

(ウ) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業について

小規模多機能型居宅介護等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払いとして授受されたものに限る。)について支援。

(エ) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業について

小規模多機能型居宅介護等の利用者の安全確保を図るため、地震等防災対策上必要な補強改修等に対し支援。(平成22年度第一次補正予算)(小規模多機能型居宅介護については1施設当たり650万円を助成。)

エ 小規模多機能型居宅介護におけるケアプラン及び普及啓発のためのパンフレットについて

小規模多機能型居宅介護は、顔なじみのスタッフにより、利用者やその家族等のニーズに適宜対応するため、必要なサービス(訪問、通い、宿泊)を柔軟に組み合わせ提供することにより、利用者の地域生活を総合的に支援するものであり、従来の広域型サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等)とは、その運営手法等が異なるサービスである。

このため、利用者等の制度趣旨の正しい理解を促すことや小規模多機能型居宅介護ならではのケアプラン作成手法の確立が求められていたところである。

こうしたことから、平成21年2月の全国課長会議において、「小規模多機能型居宅介護のご案内」及び「小規模多機能型居宅介護のケアマネジメントについて」を配布したところであり、今後ともこれらの活用について管内市町村に周知していただき、小規模多機能型居宅介護の適正な普及に努められたい。

なお、これらの資料については、「全国小規模多機能型居宅介護連絡会」のホームページ（HPアドレス：<http://www.shoukibo.net/>）からダウンロードが可能である。

（２）夜間対応型訪問介護について

ア 夜間対応型訪問介護の課題等について

夜間対応型訪問介護については、独居高齢者や高齢者世帯のみの増加が見込まれることから、夜間において、定期巡回サービス・オペレーションセンターサービス・随時訪問サービスを提供することにより、「安心感」の提供や家族の在宅介護の負担感の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続を支援するため、平成18年に創設され、これまでも制度の周知及びその普及定着に取り組んでいただいている。

しかしながら、夜間対応型訪問介護の利用者数は全国で約5,800人、請求事業所数については107事業所となっており、確実にニーズは存在しているものの、（特別集計中）県では事業所が一つも無い状況（平成22年10月現在）にあり、利用者・ケアマネジャー・市町村に対して夜間対応型訪問介護の存在や制度趣旨について十分な周知が進んでいない。

今後、介護保険法を一部改正し、新たなサービス類型として24時間対応の定期巡回・随時型訪問サービスを創設することを検討しており、平成23年度における基盤整備においては、夜間対応型訪問介護から新サービスへの移行も視野に入れ、先述の「24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問サービス事業」の活用もご検討いただき、夜間も含めた在宅要介護者のニーズへの対応を推進されたい。

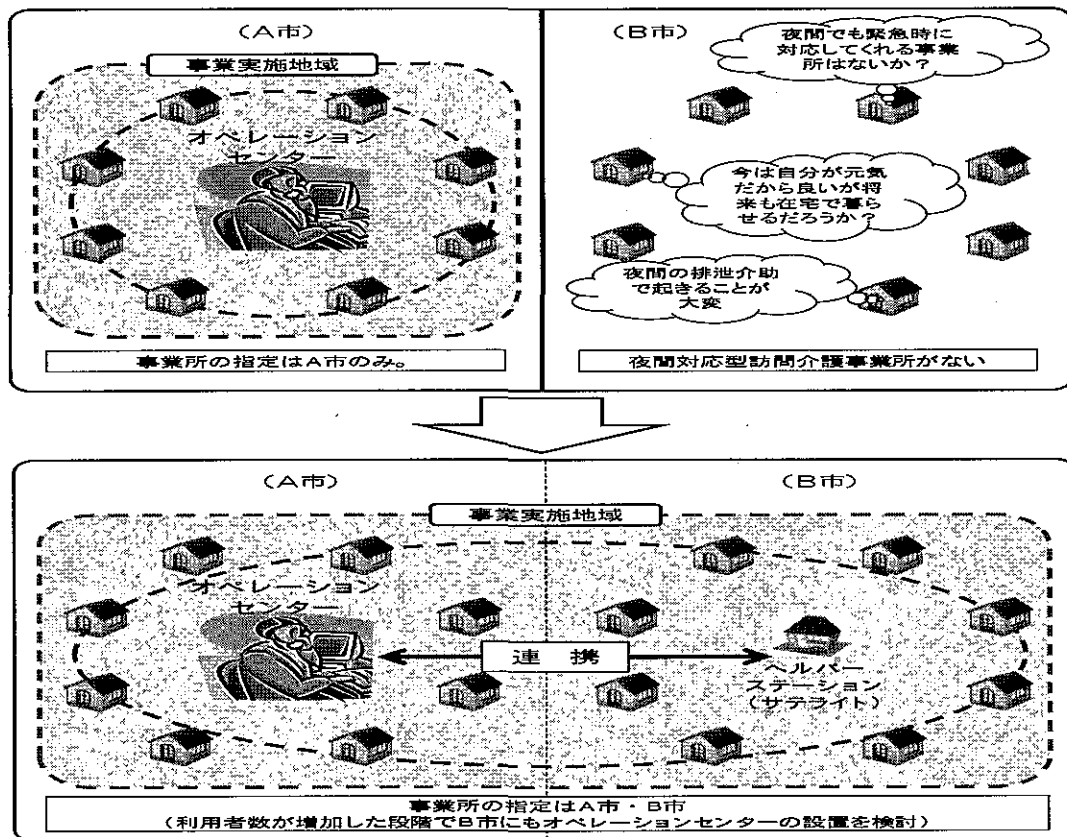
イ その他、夜間対応型訪問介護の普及策について

夜間対応型訪問介護は地域密着型サービスであることから、原則として事業所の存在する地域を管轄する市町村内の利用者が対象であるが、当該市町村長の同意を得ることにより、他の市町村の利用者が利用することもできるとされている。

また、オペレーションセンターとヘルプステーションについては、連携が確保されていれば、別々の場所としてもよいこととされており、また、隣接する複数の市町村から指定を受ける場合、オペレーションセンターは所在地の市町村に、ヘルプステーションは他の市町村に設置されることも想定されている。

こうした制度の活用により、複数の市町村が連携を図り、まずは、一定程度の広域（オペレーションサービスに支障がない範囲内）の事業展開により、利用者の開拓を行いながら普及定着を促進し、利用者数がある程度増えてきた段階で、それぞれの市町村にオペレーションセンターを設置していくといった手法も、今後の普及に向けた取り組みの一つとして有効ではないかと考えられる。（図6）

（図6）複数市町村の合同指定による普及促進のイメージ



なお、実際に京都市におかれては、夜間対応型訪問介護事業所の隣接市区町村からの指定について同意している事例があり、その際には、当該事業所において利用者ニーズに即応できるようなサービス提供圏域の設定が可能かどうかや、介護職員の移動手段や職員体制等の課題への対応とともに、一定規模の新たな顧客数を確保できることによる経営の安定に資する要素があると認められる場合に同意をされており、その結果として普及が進みつつあるとのことである。各市区町村におかれて

も、こうした普及促進に繋がる取り組みの実施により、地域における要介護高齢者の在宅生活の支援の推進に努めていただきたい。

また、地域において、例えば市区町村事業等により緊急通報体制等整備事業を実施されている場合にあつては、市区町村等の担当部局間で十分に連携・調整を行い、その制度趣旨の違いについて地域の要介護高齢者やケアマネジャーへの周知等を行うことにより、本事業の普及促進を進められたい。

1.1. 福祉用具について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

福祉用具貸与の価格については、同一製品で非常に高額となるケース（いわゆる「外れ値」）が一部存在していること等を踏まえ、昨年度、国保連合会介護給付適正化システムを改修し、製品毎に価格の分布状況（全国、都道府県別、保険者別）を把握可能とするとともに、製品毎の価格幅等を抽出可能とする新たに検索条件等の拡充を図ったところである。

これを踏まえ、「国保連合会介護給付適正システムの改修における福祉用具の介護給付の適正化の推進について」（平成21年6月17日付事務連絡）を発出し、当該システムの積極的な活用を要請したところであるが、平成21年度中に福祉用具貸与価格に関する項目を含む介護給付費通知を実施した保険者は516保険者となっている。

また、一部の保険者では、介護給付費通知と併せて、当該システムの導入により把握される保険者の管内で貸与された製品について製品毎の貸与価格情報（最頻値、平均値、最高値、最低値）について、市のホームページを通じた情報提供が行われている。このような取組みを通じ、利用者の福祉用具貸与価格に対する関心を深めていただくことにより、いわゆる「外れ値」の是正に一定の効果が期待されるので、当該システムの活用例として参考とされたい。

各都道府県・市町村におかれては、当該システムの一層の活用をお願いするとともに、価格の適正化に係る施策の推進をお願いする。

(自治体ホームページにおける公表例)

○世田谷区 (抜粋)

車いす

品目コード	商品名	希望小売り価格	全国		東京都		世田谷区	
			最頻単位	最高単位	最頻単位	最高単位	最頻単位	最高単位
00***-000***	介助式車いす	¥63,000	¥300	¥1,000	¥500	¥800	¥250	¥500
00***-000***	アルミ製自走型軽量モジュール車いす	¥125,000	¥600	¥1,400	¥600	¥1,120	¥500	¥1,120
00***-000***	.							
00***-000***	.							
00***-000***	.							

車いす付属品

品目コード	商品名	希望小売り価格	全国		東京都		世田谷区	
			最頻単位	最高単位	最頻単位	最高単位	最頻単位	最高単位
00***-000***	車いすクッション	¥7,800	¥50	¥350	¥50	¥350	¥50	¥350
00***-000***	*****クッション	¥13,000	¥200	¥1,000	¥200	¥900	¥200	¥350
00***-000***	.							
00***-000***	.							
00***-000***	.							

○前橋市 (抜粋)

サービス	品目コード	品目名	最低月額	最高月額	平均月額
スロープ	00***-0000**	携帯用スロープ*****	4,000円	9,000円	7,268円
移動用リフト	00***-0000**	起立・着座補助機能いす*****	8,000円	16,000円	9,750円
車いす	00***-0000**	介護車	3,000円	25,000円	7,350円
車いす	00***-0000**	アルミ自走用車いす	2,900円	11,000円	5,619円
手すり	00***-0000**	*****	2,000円	4,000円	2,565円
特殊寝台	00***-0000**	***** (2モータータイプ)	5,000円	11,000円	8,413円
歩行器	00***-0000**	四輪歩行補助車*****	2,000円	4,000円	2,976円
歩行補助つえ	00***-0000**	4点杖/***** ブラウン	900円	1,500円	1,056円

(2) 平成24年度介護報酬改定に伴う福祉用具種目等の見直しにあたっての要望調査について

介護保険において保険給付の対象となる福祉用具の種目・種類について、平成23年夏頃を目途として「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」を開催し、見直しに係る検討を行うことを予定している。

本検討会の開催にあたり、事前に事業者、自治体等に対する要望調査を行う予定であるので、ご留意願いたい。

(3) 福祉用具の臨床的評価事業の実施について

ア 福祉用具の安全性・利便性の確保について

福祉用具の安全性・利便性については、平成21年度より利用者及び臨床場面を想定した「製品の利便性」(＝使い勝手)について評価を行う福祉用具臨床的評価事業を実施している。

平成21年度及び22年度においては、車いす、電動車いす、在宅介護用ベッドを評価対象としており、実施主体である財団法人テクノエイド協会において、これまでに41製品に対する福祉用具臨床的評価の認証が行われている。認証された福祉用具の情報は、財団法人テクノエイド協会のホームページ (<http://www.techno-aids.or.jp/>) に掲載しているので参考とされたい。

また、平成23年度においては、引き続き、現行の3種目に対する評価を実施するとともに、新たな種目を評価の対象とすることを予定しているのでご了解願いたい。

イ 福祉用具に関する事故について

消費生活用製品の使用により、死亡、重傷、火災等の事故が発生した場合に、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故情報として消費者庁より公表されている当該情報については、従前より都道府県、市町村及び関係団体に対する情報提供を行っているところである。福祉用具に係る事故防止のため、関係省庁と連携しつつ、販売メーカーや福祉用具貸与事業所等も含め一体となって取組むこととしている。

去年は、消費者庁より介護ベッド用手すりに関する製品事故の未然防止の観点から、適切な製品の取扱方法やJIS対応製品の普及促進等について、厚生労働省及び経済産業省に対して関係事業者・団体等への協力要請がなされたことを受け、厚生労働省老健局振興課及び経済産業省商務情報政策局医療・福祉機器産業室並びに商務流通グループ製品安全課の連名により、居宅介護支援事業者及び福祉用具貸与事業者に対するパンフレット(医療・介護ベッド安全普及協議会発行「介護ベッドここが危ない!!」)を配付し、製品事故に対する更なる注意喚起を行ったところで